

大田市告示第129号

石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月15日

大田市長 楫野弘和

石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産登録20周年及び石見銀山発見500年を迎えるにあたり、石見銀山とその文化的景観エリアの体験価値の向上、誘客促進及び継続可能な観光の基盤形成を図るため、必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの区分に該当し、かつ、次項に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 体験コンテンツ造成型 石見銀山とその文化的景観エリア(大森、温泉津、仁摩、三瓶等)の資源を活かした体験型・参加型の観光コンテンツの造成、磨き上げ又は実証等により、周遊促進、滞在時間の延伸、リピーターの増加及び満足度向上を図る事業。
- (2) 誘客・広報推進型 石見銀山とその文化的景観エリア(大森、温泉津、仁摩、三瓶等)全体の魅力を効果的に発信することで、来訪動機の創出、周遊促進及びリピーターの増加を図るとともに市民が地域の価値を再認識し、愛着や誇りを持って発信する誘客・広報活動に関する事業。

2 補助事業が満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 観光分野における戦略の趣旨に沿ったものであり、本市への誘客促

進や地域内消費の拡大に繋がるものであること。

- (2) 石見銀山等の価値や魅力を伝えるための工夫（ストーリーの活用や情報発信の質の向上等）が含まれていること。
- (3) 事業の実施効果を客観的に把握する視点を持ち、次年度以降の活動改善に活かす意欲があること。
- (4) 市、国、県その他の団体が実施する他の補助制度等と補助対象経費が重複しないことを明確にすること。その際、事業全体の収支予算書において他の補助制度等による財源内訳を明示し、それぞれの役割分担が整理されていること。
- (5) 施設の新築や大規模な改修等のハード整備を主目的とする事業でないこと。
- (6) 第4条に規定する補助対象経費が50万円を超える事業であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に拠点をもつ法人又は団体であって、補助事業を適切に実施することができる体制を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

- (1) 大田市暴力団排除条例（平成24年大田市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する活動を行っている、又はその疑いがある団体等

3 同一の補助対象者が複数の事業を申請することを妨げない。ただし、審査にあたっては事業実施体制の妥当性及び地域全体のバランスを考慮するものとする。

（補助対象経費及び消費税の扱い）

第4条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費とし、その範囲は別に定める。

2 補助対象経費の算定にあたっては、消費税及び地方消費税を除外するものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

ただし、第9条第1項の規定により本要綱の適用日以降に事業着手したと認められる場合は、当該着手の日から令和9年2月28日とする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助率及び補助金の額は、別に定めるところによる。

(申請区分の選択)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたり、第2条第1項各号のいずれかの区分を選択するものとする。

2 前項の規定により選択する区分は、当該補助事業の主たる内容に基づき決定するものとする。

(交付申請及び事前相談)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う前に、事業内容について市へ事前相談を行わなければならない。

(交付決定前の事業着手)

第9条 申請者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要があるときは、石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付決定前事業着手承認申請書（様式第2号）を前条に規定する補助金交付申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

2 第1項の規定により補助事業に着手した場合であっても、当該事業が補助金の交付決定を受けられないことがあることについて、申請者はあらかじめ了承するものとする。

3 補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合において生じた損失等については、市はその責めを負わないものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請があったときは、その内容が補助金の交付資格を有するか審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前条第1項の規定による申請を承認する

ときは、当該通知においてその旨を付記するものとする。また、審査の結果、不採択となった場合は石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 交付決定にあたっては、必要に応じて条件を付することができる。
（補助事業の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容、経費の配分その他補助事業の実施に関し重要な変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により変更を承認する場合は石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金変更等交付決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により補助事業の内容の変更、中止又は廃止があった場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、必要に応じて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、別に定める期限までに石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 他の補助制度を併用した場合は、当該補助制度にて交付決定を受けた補助対象経費が分かるものを提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、交付決定者に対し補助金等返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金概算払及び精算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 市長は、第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を支払うものとする。

2 補助金の支払いは、原則として精算払とする。ただし、事業の円滑な実施のため必要があると市長が認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助事業が第2条第1項各号に掲げる区分若しくは同条第2項各号に掲げる要件を満たさない事実が判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実施状況の報告）

第17条 市長が必要と認め、補助事業の遂行状況の報告を求めた場合は、交付決定者は、石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業実施状況報告書（様式第11号）により、報告をしなければならない。

（補助金の経理等）

第18条 交付決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（事業名の明示）

第19条 交付決定者は、補助事業により作成する広告物（チラシ、ポスター、パンフレット等）において、本事業が市の補助金により実施されている旨が分かるよう事業名「石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金」を明示するとともに、市が指定するロゴマ

- ークを掲載しなければならない。
- 2 交付決定者は、前項の広告物を作成しようとするときは、あらかじめその内容（デザイン案等）について市の確認（校正）を受けなければならない。
 - 3 事前確認を受けず、又は不適切な表示のまま広告物を作成した場合、市長は当該経費を補助対象外とし、又は補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第20条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年5月15日から施行し、令和8年4月7日から適用する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。